

令和3年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす



カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。



利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。
マイナポータルは、役場1階にも設置してい
ます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップでできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

←ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える!

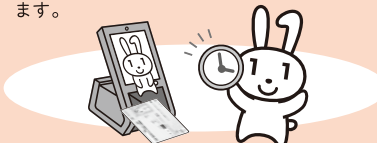
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT! 3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、令和3年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、令和3年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意をすれば、初めて
の医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT! 5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT! 6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(令和3年10月予定)
また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。



お問い合わせ(マイナポイントやカードに関すること)

お問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル



0120-95-0178

平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30(年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー



問 マイナンバーカードの申請に関すること
住民課 総合窓口班 ☎(72) 1113
マイナンバーカードの健康保険証に関すること
住民課 保険年金班 ☎(72) 1113